

石狩湾新港管理組合告示第 12 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成 29 年 3 月 17 日

石狩湾新港管理組合
管理者 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 電気施設点検業務 一式
- (2) 契約の目的の仕様等 業務処理要領等による。
- (3) 契約期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履行場所 小樽市、石狩市

2 入札に参加する者に必要な資格

平成 29 年石狩湾新港管理組合告示第 11 号に規定する電気施設点検業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所 石狩市新港南 2 丁目 725-1
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 石狩湾新港管理組合大会議室
- (2) 入札日時 平成 29 年 3 月 29 日（水）午前 10 時 30 分
- (3) 開札場所 (1) に同じ
- (4) 開札日時 (2) に同じ

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 送付による入札の可否

認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第 98 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 図面、仕様書及び業務処理要領等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

平成 29 年 3 月 17 日（金）から平成 29 年 3 月 28 日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 閲覧場所

石狩市新港南 2 丁目 725-1
石狩湾新港管理組合閲覧室

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

平成 29 年 3 月 17 日（金）から平成 29 年 3 月 24 日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

郵便番号 061-3244 石狩市新港南 2 丁目 725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成 29 年 3 月 17 日（金）から平成 29 年 3 月 28 日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 閲覧場所

石狩市新港南 2 丁目 725-1

石狩湾新港管理組合閲覧室

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 101 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

イ 所在地 郵便番号 061-3244 石狩市新港南 2 丁目 725-1

電話番号 0133-64-6661

(5) 前金払いはしない。

(6) 概算払いはしない。

(7) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。